

達成しよう
組織数700人

はとがや

発行
建設埼玉 鳩ヶ谷地区本部
〒334-0013
川口市南鳩ヶ谷4-24-20
TEL 048-287-0066
FAX 048-287-0068
http://ken-hatogaya.com

—告示—

鳩ヶ谷地区本部 第21回 定期大会開催

以下の通り第21回定期大会を開催します。
【日時】5月14日(日)
午前11時30分開会
【会場】竹江
(川口市桜町1の5の3)
【定員】25名(先着順)
【議事】
①2022年度



2022年度を総括

②2023年度
経過報告・決算報告
運動方針・予算案

③一部役員改選
④その他
同封の返信用ハガキに
欠をご記入の上、返信を
お願いいたします。欠席の方
は委任状欄もご記入の上、
返信をお願いします。お手
数ですが、4月28日(金)
必着
をお願いします。

ハガキを返信して下さい

昨年の未達成をバネに 春の拡大月間目標達成



2月から始まった春の拡大月間は、17・5人拡大(4月1日時点)となり、拡大目標の7名を達成しました。今回は、建設埼玉の全地区本部が拡大目標を達成しており、埼玉県各地の仲間が奮闘しています。

2月5日(日)に拡大統一
行動を行い、役員10人と書記
2人、本部から応援に来た小
山田書記次長を加えた計13人
で32事業所を訪問しました。

4つの班に分かれて行動し、
それぞれ粗品と組合パンフレッ
トを携え、各事業所に向かい
ました。訪問先では、改めて
組合メリットを説明し、未加
入者の紹介をお願いしました。



快く迎えてくれた島村満代表取締役(左)と鈴木組織部長(右)

「有限会社島村建設さんを訪
問した際には、鈴木組織部長
より「組合に入っていない建
設業の方と知り合う機会があっ
たら組合事務所に連絡してほ
しい」とお願いしたところ、
代表取締役の島村満さんは、
「分かりました。その時は連
絡します。組合には様々な相
談に乗って頂いているので助
かってます。協力します。」
と応じてくださり、組合活動
に理解を示して頂きました。

拡大月間中は御礼を増額

組合では、2月1日から4
月1日までを拡大月間とし
ました。鳩ヶ谷地区本部では、
この期間に新規加入者をご紹
介頂いた方にクオカード20
00円と現金5000円を進
呈させて頂きました。ありが
とうございました。
今後とも協力お願いします。

継続的な拡大行動を

2月5日(日)の拡大統
一行動とは別に、鳩ヶ谷地
区本部の役員が協力し、昨年
回っていない組合員さん宅へ
のポスティングを行いました。
新型コロナウイルス感染症の
拡大に留意して、ポスティン
グでの拡大行動に変更して組
織拡大を呼び掛けました。

2月3日から3月にかけて、役
員14人が分担して組合員75人
にポスティングを行い、それ
ぞれ従業員の組合加入や未加
入者情報の提供などを依頼し
ました。薄井委員長は、「組
合にとって人数は力になるた
め、一番重要な活動になる。
多くの人に呼び掛けを行い、
このような拡大行動を根気よ

く継続していくことが大事。」
と、拡大に取り組む姿勢を見
せました。
鳩ヶ谷地区本部の組織人数
は、期首680人でスタート
しました。700人を目指し
て頑張りましょう。
ご協力をお願いします。

今期の目標は700人



ポスティングに向かう薄井委員長

新規組合員を募集

身近な仲間をご紹介ください

組合に新規加入者を紹介すると...



紹介者にクオカード2,000円プレゼント

さらに、鳩ヶ谷地区本部から
現金3,000円を上乗せでプレゼント

お気軽にお問い合わせください♪

4月から保険料が改定 第109回建設国保組合会

2月24日(金)、建設埼玉会館にて「第109回建設国保組合会」が開催されました。3年ぶりに対面での実施となり、41人が参加しました。

議題は2023年度事業計画案・予算案で、主に2023年4月からの保険料について審議しました。納付金や医療費の増加に伴い、国保財政の維持が困難になることが見込まれるため、保険料の改定が提案されました。審議の結果、2023年度4月以降の保険料改定が承認されました。

2023年度は、2022年度と比較して種別区分をより細かく分け、介護保険料とともに各表の通り改定されま

【建設国保料】(2023年4月改定)

区分	2022年度	2023年度
特1種A(40歳以上の法人代表者)	28,200円	29,100円
特1種B(30歳から39歳の法人代表者)		23,700円
特1種C(25歳から29歳の法人代表者)		16,400円
特1種D(25歳未満の法人代表者)		13,400円
第1種A(40歳以上の個人事業主)	25,800円	26,700円
第1種B(30歳から39歳の個人事業主)		23,500円
第1種C(25歳から29歳の個人事業主)		16,200円
第1種D(25歳未満個人事業主)		13,200円
第2種A(50歳以上の一人親方)	22,400円	23,200円
第2種B(35歳から49歳の一人親方)	22,000円	22,800円
第2種C(30歳~34歳の一人親方)	17,700円	18,400円
第2種D(25歳~29歳の一人親方)	10,900円	11,300円
第2種E(25歳未満の一人親方)	8,900円	9,300円
第3種A(35歳以上の男子従業員)	17,500円	18,200円
第3種B(30歳から34歳の男子従業員)	17,100円	17,800円
第4種(30歳上の女子従業員)	15,000円	15,500円
第5種(25歳から29歳の従業員)	10,400円	10,800円
第6種(25歳未満の従業員)	8,500円	8,800円
家族(未就学児以外)	4,600円	4,600円
家族(未就学児)	3,600円	3,600円

建設国保に加入されている組合員の皆様は、4月から建設国保料が改定されることにより月々の引落とし金額が変更

引落とし金額の変更にご注意!

【介護保険料】(2023年4月改定)

区分	2022年度	2023年度
特1(40~64歳の法人代表者)	4,000円	4,700円
第1種(40~64歳の個人事業主)	3,600円	4,200円
第2種(40~64歳の一人親方)	3,300円	3,900円
第3種(40~64歳の男子従業員)	2,900円	3,400円
第4種(40~64歳の女子従業員)	2,900円	3,400円
家族(40~64歳の家族)	2,800円	2,800円

になります。個々人の保険料につきましては、3月中旬に建設国保から「国民健康保険料決定通知書(白地に緑文字のハガキ)」を送付しておりますので、保険料の確認及び改定後の金額に合わせた入金をお願いいたします。

理解を深めましょう
インボイス制度

2023年10月1日からインボイス(適格請求書保存方式)制度が導入される予定です。組合は、全国の仲間と連携し、中止・延期を求め、反対運動を行っていますが、導入されてしまえば多くの組合員さんに影響する重要な制度であるため、それぞれが理解を深めておく必要があります。

インボイスを発行するためには、「適格請求書発行者」にならなければならず、そのためには、登録申請が必要で

インボイス制度が始まると負担が増えます。そうなることを見越して今後を考える必要があります。

インボイス 導入に向けて

更新手続きを忘れずに 事業所労災・雇用保険



近年、事故が増えています

事業所加入の労災保険・雇用保険の更新時期となりました。対象の方には3月上旬に郵送のご案内を送って頂きました。

組合事務所までFAXをお願いいたします。Xを御願います。雇用保険加入事業所につきましては、同封の「職員別給与支払表」に令和4年4月分からの給与支払月分までの給与支払総額を月毎・個人毎にご記入頂き、組合事務所までFAXをお願いいたします。

15日(月)に登録口座より引落しさせていただきます。それ以外の方は事務所にて納付または振込での対応をお願いいたします。また、現在、労災保険に加入していない事業所につきましても、労災事故等あった場合、多額の治療費等が発生してしまふこともありまふので、万が一に備えて必ず労災保険に加入しましょう。

【更新手続き期間】
4月28日(金)まで
【引落日】
5月15日(月)

①必要な手続きを把握する
インボイスを発行するためには、「適格請求書発行者」の登録申請書の提出が必須です。また、簡易課税を選択する場合は2023年以内に「簡易課税選択届出書」も提出してください。

②支払が増えることを前提とした資金繰り
まずは、自身がどの程度の負担増になるか計算してみましよう。簡易課税を選択した場合、材料を仕入れている方は年間売上(税抜)の3%、手間請けの方は4%になります。現在審議されている激変緩和措置が導入された場合は、両者とも最初の3年間は2%になります。消費税は年1回

3月または4月にまとめて支払うこととなります。この時期に消費税を支払えるだけのお金を残しておかなければならないので注意が必要です。

③取引先との話し合い
事前に話し合うことで後のトラブルを回避しましょう。免税事業者のままで取引を継続してもらえない可能性もあります。

なお、鳩ヶ谷地区本部のホームページでも資料を紹介していますのでご参照ください。



鳩ヶ谷HP

入学おめでとう 就学祝い金

4月にお子様が小学校または中学校に入学される場合、組合より就学祝い金(1万円)が給付されます。建設国保に加入している方は事務所より確認のご連絡をいたします。

建設国保に加入していない方につきましては、組合では把握出来ないため、申し出て頂きたいと思っております。その場合は「組合員本人名義の振込先が分かるもの」と「世帯全員・続柄入の住民票」が必要になります。ご用意の上、組合事務所までご連絡ください。